徳島県告示第二百一号

十六日から施行する。 に関する条例の知事が定める額を定める件)の一部を次のように改正し、令和六年四月二平成二年徳島県告示第八百七十八号 (議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正

純

表を次のように改める。

	四、〇六〇円	七十歳以上
一六、〇七五円	四、〇六〇円	六十五歳以上七十歳未満
	五、八六〇円	六十歳以上六十五歳未満
二五、三八五円	六、九七五円	五十五歳以上六十歳未満
二四、九一六円	七、二九〇円	五十歳以上五十五歳未満
二二、八八六円	七、四三三円	四十五歳以上五十歳未満
二二、九七一円	七、二六八円	四十歳以上四十五歳未満
二〇、六四九円	七、〇七八円	三十五歳以上四十歳未満
一七、六一九円	六、七二二円	三十歳以上三十五歳未満
一四、八四二円	六、三八〇円	二十五歳以上三十歳未満
	五、八七二円	二十歳以上二十五歳未満
	五、二六三円	二十歳未満
最高限度額	最低限度額	年齢階層